

# 川口の農業だより

平成25年12月 No. 79

## 第22回川口市安行の花・緑と 物産展示即売会



10月2日(水)～4日(金)の3日間、新宿駅西口広場(イベントコーナー)において、「第22回川口市安行の花・緑と物産展示即売会」が開催されました。

安行ブランドの植木、花き、草花等の特産園芸品の展示即売を始め、観光物産品の販売、園芸相談、抽選会などが行われ、多くの方が来場されました。



編集 川口市農業委員会  
発行

川口市青木2-1-1 電話 048(258)7922(直通)  
市ホームページ <http://www.city.kawaguchi.lg.jp>  
e-mail 280.01000@city.kawaguchi.lg.jp

## 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書について

農業委員会では、毎年1月1日に農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出をしていただき、選挙人名簿の調製を行っています。

- 川口市に住居登録しており、生年月日が平成6年1月1日以前の方、  
 (1) 10アール以上の農地において耕作の業務を営んでいる方  
 または  
 (2) (1)に該当する方の同居の親族又は配偶者で、年間60日以上農業をしている方

上記に該当する方は、登載申請書をご提出ください。登載申請書の提出がない場合は、川口市農業委員会委員選挙人名簿に登録されず、農業委員の選挙権・被選挙権が得られませんのでご注意ください。なお、申請書は、8月に実施しました農地基本台帳整備に係る調査の内容に基づき配布いたしますので、指定された期日までに、調査員へ提出していただきますようお願いいたします。

※該当するにも関わらず申請書が配布されない場合は、農業委員会事務局までご連絡ください。年末・年始のお忙しい時期ではありますが、ご協力をお願いいたします。

## 生産緑地制度のお知らせ

### (1) 新規地区指定について

都市化の進展や農業を取り巻く環境の変化に伴い、市街化区域内の緑は年々減少を続けており、都市農地の持つ公害・災害防止及び景観形成の機能などは、その役割がますます重要になっております。川口市では、平成19年度より「市街化区域内に残る優良な農地の永続的な確保」と「都市における計画的な緑地の保全」を図るため、生産緑地地区の新規地区の指定を行っておりますが、平成26年度もその申請受付を1月から6月の間で行う予定ですので、お知らせいたします。なお、指定要件等の詳細については、下記みどり課までお問い合わせください。

### (2) 農地の管理義務について

生産緑地地区に指定されると、固定資産税の農地課税や相続税の納税猶予などの優遇措置が受けられる一方、長期(30年間)にわたり農地として適正に管理することが義務付けられます。

### (3) お願い

生産緑地制度の趣旨にもとづいて、引き続き周辺地域の環境に配慮し、農地の適正な利用・管理を行っていただきますようお願いいたします。

なお、相続等により、主な農業従事者がいなくなった場合は、特例的に生産緑地の解除の手続きができますが、相当期間が経過すると解除ができなくなりますので、ご注意ください。

参考：指定地区数519地区、面積138.25ha  
 (平成25年1月1日現在・鳩ヶ谷都市計画区域含む)

お問い合わせ先  
 みどり課保全係 242-6335 (直通)

## 農業近代化資金・農業施設設置助成について

### 農業近代化資金

農業経営の改善を目的として、施設の建築、農機具の取得等のため県制度農業近代化資金や市制度農業資金を利用する場合に、低利子で融資を受けられるものです。

資金名	対象者	融資限度額	利子補給率
(県制度) 農業近代化資金	市内に住所を有する認定農業者等	*対象事業費の100%以内 個人：1,800万円 法人：2億円	2.25%以内 (県1.25%+市1.00%)
(市制度) 農業資金	市内に住所を有する農業者等	対象事業費の80%以内 個人：1,800万円 法人：1,800万円	1%以内 (市1.00%)
資金の種類	施設の建築等、農機具の取得等、花き・花木等の植栽または育成、農業経営の改善、農地等の改良、農地等の取得		

### 農業施設設置助成

農業施設を設置し、農業経営の改善・近代化を図り、集約的で付加価値の高い農業を推進するために、事業費の一部を助成するものです。

- ◇対象者  
市内に住所を有する農業者等で、農業近代化資金の(市制度)農業資金の融資を受ける者
- ◇助成額  
事業種目に要する経費の15%以内で、限度額は300万円以内
- ◇対象事業  
耐用年数が5年以上の施設で新築、新品、新設の施設設置事業  
※既存施設の増改築等は、対象外です。
- ◇事業種目  
農産物育成管理用施設、かん水施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農産物集出荷施設、農業生産公害防止等用施設



お問い合わせ先  
 農政課農業振興係  
 259-7249  
 J A あゆみ野  
 290-2345  
 J A 川口市  
 287-5522

## 区画貸し農園の開設には届出が必要です

市民農園など区画貸しの農園を開設する場合、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」などに基づき、農業委員会への申請などが必要です。

区画貸し農園を開設する際には、農業委員会にご相談ください。また、既に区画貸し農園を開設・運営しているかたで、届出を行っていないかたは、すみやかに農業委員会にご相談ください。

お問い合わせ先… 農業委員会事務局 電話 258-7922

## 農業者年金に加入しましょう

あなたの老後の備えは万全ですか？

老後の生活費は考える以上にお金がかかるものです。

国民年金の上乗せ年金として、農業者年金でサラリーマン並みの年金を受け取りましょう。

- ☆ 年金額が加入者・受給者数に左右されない積立方式のため、少子高齢化時代に強い年金です
- ☆ 保険料の額は月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に決められます
- ☆ 80歳までの保証がついた終身年金です
- ☆ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります
- ☆ 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の農業者の方なら、誰でも加入できます
- ☆ 農業の担い手には保険料の国庫補助があります  
認定農業者で青色申告をしているなどの条件を満たせば、月額最高1万円の保険料補助が受けられます

加入の申込みやご相談は最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人	農業者年金基金
相談指導員	03-3502-3942
ホームページ	<a href="http://www.nounen.go.jp">http://www.nounen.go.jp</a>

## 緑と大地の豊年まつり開催

11月2日(出)、11月3日(祝)に第22回緑と大地の豊年まつりが植物取引センター及び川口緑化センター[樹里安]で開催され、17,000人を超える来場者で賑わいました。

「大切にしよう日本の食と自然の輝きを！」をテーマに、会場では新鮮野菜の直売、花植木の展示即売、秋の味覚コーナー、イベントステージ、豊年ラッキー抽選会等が行われました。

新鮮野菜の直売には朝から多くの方が行列をつくり、豊年ラッキー抽選会では米30kgや自転車が当たるなど、大盛況のうちに終了しました。

